

藤沢市手数料条例の一部改正について  
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）12月22日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表を次のように改める。

- 1 戸籍法（昭和22年法律第224号。以下この表において「法」という。）  
による事務の手数料

項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通	450円 (多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された証明書交付機能を備えた機器をいう。以下同じ。)を利用することによる交付の場合にあっては、350円)
2	法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1件	350円
3	法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の	1件	400円

	発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）		
4	法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1通	750円
5	法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1件	450円
6	法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	1件	700円
7	法第48条第1項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1通	350円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円）
8	法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	1件	350円

附 則

- 1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請又は請求に係る手数料から適用し、同日前の申請又は請求に係る手数料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、戸籍法の一部が改正され、本籍地以外でも戸籍証明書等の取得が可能となること及び新たに戸籍電子証明書提供用識別符号が発行可能となることに伴い、新たに手数料を規定する必要がある等のため、所要の改正をする必要による。